

沿岸広域振興局長告示第47号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、令和6年10月30日から同年11月27日まで関係書類を縦覧に供する。

令和6年10月29日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

土地改良区名（所在地）	地区名	縦覧書類	縦覧場所
陸前高田土地改良区（陸前高田市）	陸前高田	当該決定に係る土地改良事業計画書の写し	陸前高田市役所